

一般社団法人神奈川県広告美術協会 委員会設置・運営規程

第1条 定款第43条に基づき、協会に次の委員会を置く。

- (1)総務財政委員会
- (2)啓発事業委員会
- (3)技術開発委員会
- (4)組織振興委員会
- (5)共益事業委員会

2 総務財政委員会は、次の部会を置く。

- (1)総務・財政部会
- (2)官民連携部会

3 技術開発委員会には、次の部会を置く。

- (1)訓練体系検討部会
- (2)安全施工部会

第2条 委員会は、第3条の運営と執行について企画立案し、その結果を理事会に提案すると共に、理事会の諮問あるときはそれに応じるものとする。

第3条 委員会は、次の事業を行う。

1 総務財政委員会

【総務・財政部会】

- (1)事務局機構の整備と管理運営
- (2)事業関連団体の支援・指導
- (3)事業計画・収支予算案の立案
- (4)会計事務の合理化
- (5)その他関連業務の管理監督

【官民連携部会】

- (1)官民連絡会議の充実強化
- (2)屋外広告業登録の普及
- (3)広告景観向上施策の推進
- (4)屋外広告士の活用と資格取得の推進

2 啓発事業委員会

- (1)「神広美ニュース」の発行
- (2)「屋外広告の日」キャンペーンの実施

(3)神広美ホームページの充実

3 技術開発委員会

【訓練体系検討部会】

(1)技能検定の推進と将来性の検討

(2)技術系訓練プログラムの実施

【安全施工部会】

安全作業の普及啓発

4 組織振興委員会

(1)組織強化拡充・会員増強モデル組合事業の検討

(2)功労者の顕彰

5 共益事業委員会

(1)屋外広告物総合保険制度の充実

(2)事業所共済・所得補償保険の推進

(3)共同購入事業の実施

第4条 委員は、会員の中から会長が委嘱する。

2 正副会長と専務理事は特別な場合を除くほか、委員会に属することができない。

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

第6条 委員会は委員長が招集する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附則

本規程は、平成25年4月1日から適用する。